

既設橋りょうの維持管理工事の実施に当たり、間接工事費の算定が適切でなく、契約額が割高

1 件 不当金額(支出) 1 8 4 0 万円

1 工事の概要

東北地方整備局福島河川国道事務所は、道路維持管理業務の一環として、平成26年度から28年度までの間に、一般国道13号の西大橋(橋長414.4m、幅員12.5m、20径間)等4橋りょうに係る主桁補修工、伸縮継手工等の橋りょう上部工補修工事を契約額3億5704万円で施工した。

このうち、伸縮継手工は、上記4橋りょうのうち福島市仁井田地内の西大橋の上り車線にある伸縮装置を更新するための材料を購入して、事務所の資材置場に搬入するものであり、伸縮装置の設置は本件工事とは別に行うこととされている。

事務所は、本件工事の工事費の積算を「土木工事標準積算基準書」(積算基準)に基づき行っており、積算基準によれば、工事費は、材料費、労務費等の直接工事費のほかに、共通仮設費及び現場管理費(これらを「間接工事費」)、一般管理費等、消費税等で構成することとされている。このうち、間接工事費は、工事を管理するために必要な費用を計上するもので、間接工事費の対象額に所定の率を乗ずるなどして算定することとされており、共通仮設費については直接工事費を、現場管理費については直接工事費に共通仮設費を加えた純工事費を対象額として、当該対象額に共通仮設費率又は現場管理費率をそれぞれ乗ずるなどして算定することとされている。

そして、国土交通省は、積算基準に基づく間接工事費の算定に当たり、請負人が購入した材料を管理しない場合は、当該材料の購入費を間接工事費の対象額に含めないことにしている。

2 検査の結果

事務所は、間接工事費の対象額の中の直接工事費に伸縮継手工に係る費用2437万円を含め、この対象額に共通仮設費率又は現場管理費率をそれぞれ乗ずるなどして間接工事費を1億3204万円と算定し、これを含めた工事費の総額を3億5725万円と積算していた。

しかし、本件伸縮継手工は、請負人が伸縮装置の材料の購入から事務所の資材置場への搬入までを行うもので、請負人が購入した材料を管理しないことから、事務所は、伸縮継手工に係る費用を間接工事費の対象額に含めるべきではなかった。

したがって、伸縮継手工に係る費用を間接工事費の対象額から控除して修正計算すると、間接工事費は1億1634万円となり、これらを含めた工事費の総額は3億3859万円となることから、本件契約額3億5704万円はこれに比べて約1840万円割高となっていて不当と認められる。